

姫路駅北にぎわい交流広場使用規約

姫路駅北にぎわい交流広場は、「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」をデザインコンセプトとし、誰もが気持ちよく利用できるくつろぎと賑わいの空間を創出し、様々な活用を通じてまちなかの活性化に寄与する場として、整備されました。

広場を使用される方の一人ひとりがこの趣旨を充分にご理解いただき、魅力的な空間づくりのため、この使用規約に沿った使用にご協力くださいますようお願いいたします。

1 使用申込み（仮予約）について

- ・使用申込み（仮予約）は、使用開始日の属する月の3ヵ月前の月の応当日から、使用開始日の10日前まで受付します。

※応当日が土曜日、日曜日又は祝日のとき及び年末年始において市役所が閉庁（12月29日から1月3日まで）するときは、次の平日になります。

（例） 使用開始日が9月20日の場合

→ 6月20日から9月10日まで受付

※応当日がない場合は、3ヵ月前の月の末日とします。

（例） 使用開始日が7月31日の場合

→ 4月30日から7月21日まで受付

※仮予約の有効期間は1ヵ月とさせていただきますのでご了承ください。

- ・受付時間は、午前8時35分から午後5時20分までです。
- ・使用申込みは、原則先着順です。なお、受付は、午前8時35分時点で「にぎわい交流広場ステーション」にご来所いただいている方を同時刻の電話申込みに優先して受付させていただきますのでご了承ください。
- ・周辺で開催されるイベントがある場合など日程調整をしていただくことがあります。

- ・より多くの方に広場を活用していただくため、同一団体（個人を含む）による使用は、ひと月につき2枠（1枠は連続する7日（1週間）以内）までとします。同一内容のイベントであるにも関わらず、複数の団体名又は個人名を用いて、2枠を超える使用申込みをするなどの行為を行った場合、すべての使用申込みを取消し、以降の使用をお断りさせていただきます。

- ・使用できる施設（使用施設）は、次のとおりです。
(使用施設の位置等は使用規約別図でご確認下さい。)

- ①キャッスルガーデンステージ（105㎡）
- ②中央地下通路（165㎡）
- ③北広場ステージ東（130㎡）
- ④北広場ステージ西（60㎡）
- ※北広場ステージ西2（30㎡）
- ⑤北広場レンガ南（50㎡）
- ⑥北広場レンガ北（40㎡）

※北広場ステージ西2のみの使用はできません。

※規模の大きいイベントの実施を優先とするため、原則として、使用施設の規定面積以下の使用申込み（仮予約）はできません。

(例：中央地下通路30㎡の使用申込み など)

ただし、希望する使用日が空いている場合に限り、使用開始日の20日前から、各使用施設とも、30㎡以上10㎡単位での使用申込みを受付します。

■使用の流れ■

① 使用申込み(仮予約)



② 事前確認



① 希望する使用日、イベント概要、空き状況等について相談・確認の上、使用申込み（仮予約）をしていただきます。（仮予約は、電話でも可能です。）

※仮予約の日から1ヵ月以内に申請書等をご提出ください。

② 隣接商業施設等との連絡調整を行うとともに、関係法令の遵守が必要な場合には、使用者側で必要な手続きを行ってください。また、搬入・搬出経路やエレベーター使用の有無等について確認事項があれば最終確認をいたします。

③ 申請書等の提出



④ 内容の審査



⑤ 使用許可書等の発行



⑥ イベント等の実施（当日）

③ 申請に必要な書類（※）に必要な事項を記入の上、使用日の10日前までに提出してください。10日前までに提出がない場合は、使用申込み（仮予約）を取り消します。

※申請に必要な書類

ホームページからダウンロードできます。

「姫路駅北にぎわい交流広場使用許可申請書」

「にぎわい交流広場使用に関する企画書」

「使用に関する誓約書」

「暴力団排除に関する誓約書・役員一覧表」

「姫路駅北にぎわい交流広場貸出備品使用申込書」

使用料減免理由に該当する場合

「姫路駅北にぎわい交流広場使用料減免申請書」

「共催承認書の写し」等必要書類

その他必要に応じ

「関係機関への各種届出書の写し」

⑤使用許可書及び使用料の納入通知書を発行し郵送いたします。使用料は、納入通知書に記載の支払期限内にお支払いください。支払期限までにお支払いがない場合は、以降の使用申込みをお断りすることがあります。

⑥使用期間中は、必ず使用許可書を携帯してください。

■使用できる行為等■

・市長の許可を受けて、使用施設において次に掲げる行為をすることができます。

①マルシェ、物産展等不特定多数の者の飲食、買物等の場の用に供すること。

②コンサート、パフォーマンス等不特定多数の者を対象に興行をすること。

③広告物又はこれに類する物の表示及び情報発信を行うこと。

④展示会、集会、イベントその他これらに類する催しを行うこと。

⑤公益的な募金その他これらに類する行為をすること。

■使用時間■

・各使用施設の使用時間（最大）は、次のとおりです。

①キャッスルガーデンステージ	午前10時から午後8時まで <u>のうち8時間以内</u>
②中央地下通路	午前10時から午後8時まで <u>のうち8時間以内</u>
③北広場ステージ東	午前7時から午後10時まで
④北広場ステージ西・西2	午前7時から午後10時まで
⑤北広場レンガ南	午前7時から午後10時まで
⑥北広場レンガ北	午前7時から午後10時まで

・使用時間とは、イベント等の開催時間のことを指します。

※キャッスルガーデンと中央地下通路は、使用時間が8時間を超えることはできません。

※北広場ステージ東・西・西2及び北広場レンガ南・北については、使用時間が8時間を超える場合、1時間毎に延長使用料が必要となります。

詳しくは、使用料のページをご覧ください。

・使用時間には搬入・会場準備及び搬出・会場撤収の時間は含みません。

ただし、搬入・会場準備及び搬出・会場撤収の時間は必要最小限のものとしてください。

■使用期間■

・使用期間は、1枠につき連続する7日（1週間）以内とします。ただし、次のいずれかに該当するものについては、考慮いたします。

- ①駅前広場の設置目的達成に最大限貢献し、かつ定期的な使用が見込めるイベント
- ②市が主催又は共催するイベント
- ③その他、長期間の使用を必要とする相当の理由があると認められるイベント

■禁止行為■

・にぎわい交流広場においては、次に掲げる行為は禁止しています。イベントの実施中に当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止させていただきます。

- ①広場の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- ②他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品もしくは動物の類を携帯すること。
- ③火気類（プロパンガス、カセットコンロ、発動発電機等）を使用すること。
ただし、公共的・公益的な利用で市長が特に必要があると認め、安全管理体制が確保されるときは、この限りでない。
- ④火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- ⑤車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- ⑥非常時における避難の際に支障となる囲い、ついたてその他の物品を設置すること。
- ⑦ごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- ⑧その他、広場の利用及び管理に支障がある行為

■使用の制限■

・次の事項に該当する場合は、使用の申請を不許可といたします。また、このために生じた損害については、一切の責任を負いません。

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合
- ②広場の設置目的に反する使用をするおそれがあると認める場合
- ③広場の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認める場合
- ④その他、広場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認める場合

2 使用料について

■使用料■

・使用施設の使用料は、使用区分に応じ、下表に掲げるとおりです。

使 用 区 分	使 用 料	
	単 位	金 額
展示会、音楽ライブ 等 (販売行為のないイベント)	1日1平方メートル	40円
	延長使用(※1) 1時間1平方メートル	10円
マルシェ、雑貨市、物産展 等 (販売行為のあるイベント)	1日1平方メートル	150円
	延長使用(※1) 1時間1平方メートル	20円
コンサート等の興行 (見物人から入場料等を徴収するイベント)	1日1平方メートル	300円
	延長使用(※1) 1時間1平方メートル	40円
募金活動 (※2)	1件	1,000円
電源コンセント	1日1口	100円

備考 ・使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、これを1平方メートルとします。

※1 延長使用は、北広場ステージ東・西・西2及び北広場レンガ南・北の使用時間が8時間を超える場合において、超過時間分について適用します。

延長使用の時間が、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とします。

※2 募金活動を行う場合、使用施設の使用料に1件あたり1,000円が加算されます。

■使用料の支払い■

・姫路駅北にぎわい交流広場使用許可申請書を受付した後に、使用許可書とともに納入通知書を発行いたしますので、納入通知書に記載の支払期限内にお支払いください。

・支払期限までにお支払いがない場合は、以降の使用をお断りさせていただきます。

■使用料の減免■

・次の事項に該当する場合は、使用料が減免される場合があります。

該当する場合は、使用申請時に姫路駅北にぎわい交流広場使用料減免申請書の提出が必要です。

①市が使用する場合（使用料免除）

②国又は地方公共団体が公用又は公益のため使用する場合（使用料免除）

③市と共同（共催）で使用する場合（使用料5割減額）

※使用料減免申請書に市が交付する共催承認書の写しを添付してください。

④市の要請を受けて使用する場合

⑤障害者福祉の向上を促進する活動を行う団体で市長が承認する団体が、当該活動のために使用する場合（使用料3割減額）

⑥市長が公益上特別の理由があると認める場合

■使用の変更及び取消■

(1)使用許可の取消

次の事項に該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

①前述の使用の制限に該当する場合

②条例もしくは規則又は使用許可条件に違反して使用し、又は使用しようとする場合

③偽りその他不正な手段により使用許可を受けた場合

④公益上やむを得ない事由が生じた場合

⑤支払期限までに使用料の納付がない場合

⑥申請書に記載の使用目的等に著しく違反して使用するおそれが生じたとき、又は申請内容と著しく内容が異なる使用を行った場合

⑦災害、事故その他非常の事態の発生により、施設の改修、機械又は設備の修理等を緊急に行う必要が生じた場合

⑧使用者が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号及び同条第2号に掲げる暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者に該当し、又は該当していたことが判明した場合

(2) 使用者の自己都合による変更及び取消

使用者の都合により使用日・使用施設等を変更される場合は、姫路駅北にぎわい交流広場使用許可変更申請書の提出が必要です。

変更の内容によっては、取消扱いとさせていただく場合がありますのでご了承ください。

また、使用申込みを取り消される場合は、速やかにご連絡ください。

(3) 使用料の返還

災害その他不可抗力など使用者の責に帰することのできない事由（ただし、雨天等気候は除く。）により使用不能となった場合、又は公益上やむを得ない事由により使用が取消となった場合は、既納の使用料は全額返還いたします。

前記以外の事由又は使用者の自己都合により使用が取消となった場合は、既納の使用料は返還いたしません。

3 使用上の注意点

■ 関係法令等の遵守 ■

イベントを実施する場合は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）、姫路駅北にぎわい交流広場条例、同条例施行規則及びこの使用規約を遵守してください。

また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。

万一、届出等の不備のため開催不能となった場合においても、一切の責任を負いません。

■ 臭い、煙等 ■

イベントの際に、臭い、煙等を発生するおそれのある設備については、周辺利用者や通行者への影響を及ぼす恐れがあるため、使用者は事前に駅前広場管理者等と持込

み又は設置について協議を行って下さい。

■音響設備等■

音響設備、BGM等に関して、使用機器・使用方法などについて事前に確認させていただきます。歩行空間の管理運営上、周辺利用者や通行者に支障があるときは、音量制限をお願いする場合がありますのでご了承ください。

また、通行者や周辺ビル等から苦情が寄せられたときは、イベントを中止していただく場合がありますのでご注意ください。この場合、中止に伴う損害については、一切の責任を負いません。

■貸出備品■

- ・貸出備品の中には精密機械等の壊れやすい機材も含まれています。取り扱いには十分にご注意ください。
- ・当施設の貸出備品を破損した場合は速やかににぎわい交流広場ステーションへ報告してください。
- ・実施イベントにて貸出備品を破損し（破損の程度は問わない）たがにぎわい交流広場ステーションへの報告を行わず、後日破損の事実が確認された場合には、以降の使用をお断りさせていただきます。

■持込み物品■

- ・危険物の持ち込みはできません。
- ・持込み物品については、事前に確認させていただきます。複数日にまたがる使用の場合、持込み物品は原則として、毎日撤去してください。撤去が困難な場合は、警備員を配置するなどの対応をお願いします。
- ・電源を使用される場合は、電源コンセント1口につき、1日1000円の使用料がかかります。
※使用できる口数は、使用場所により異なりますので、お問い合わせください。
- ・必要な延長コードは使用者でご用意ください。
- ・許容電力量を超える使用はできません。
※許容電力量は、使用場所により異なりますので、お問い合わせください。
- ・電源コード等は、足をひっかけないよう養生をしてください。

- ・オープンカフェ又は飲食を伴うイベントにおいては、電磁調理器具のみ使用ができません。ただし、中央地下通路において電磁調理器具を使用する場合、調理等による湯気により煙感知器が作動する恐れがありますので、煙感知器周辺での使用は禁止します。

■使用時の会場管理■

- ・使用期間中は、使用許可書を必ず携帯し、提示を求められた場合には、速やかに提示してください。
- ・使用許可を受けた施設以外の使用は一切できません。
- ・使用中は、原則として最低1名は会場に常駐し、通行者の安全確保、使用場所内の貴重品等の保管に留意し、防犯を心がけてください。
- ・視覚障害者用誘導ブロック上に立ち止まることのないよう、誘導員又は警備員を必ず配置し、来場者に注意を喚起するようにしてください。

■注意事項■

- ・使用中及び会場設営・会場撤収の際の安全確認は各自で責任を持って行ってください。
- ・会場警備や来場者の整理、避難誘導は使用者の責任で行ってください。イベント内容・集客見込人数等によっては、保安計画の作成及び提出を求めることがあります。また、警備体制を整えることを使用の条件とする場合があります。
- ・会場警備が不十分な場合や通行を妨げるような事態が発生した場合などは、強制的に使用を中止していただくことがあります。この場合、中止に伴う損害については、一切の責任を負いません。
- ・物品や飲食物の販売を行う場合には、周辺の店舗等に配慮した内容としてください。
- ・使用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品等の盗難・破損等のすべての事故について、その責は使用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。については、イベント保険等必要な保険にご加入いただくことをお勧めします。
- ・使用施設には給排水設備がありません。トイレ等での給排水はできませんので、イベント中に出た汚水については、使用者で処理してください。
- ・風船等(ヘリウムガス)浮き上がるものや飛散するものの配布及び使用はできません。
- ・北広場では、芝生の損傷を防ぐため、芝生に負荷がかかる行為等はできません。
- ・その他、駅前広場管理者の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合

は、使用を中止させていただくことがあります。

■搬入・搬出動線■

- ・駅前広場内のエレベーター及びエスカレーターは、原則使用できません。エレベーター又はエスカレーターの使用が必要な場合は、事前に駅前広場管理者等と十分な協議を行った上、承認を受けてください。
- ・物品の搬入・搬出の際は通行者の安全を最優先し、搬入・搬出経路及び会場の床・壁面・手すり等に養生をしてください。また、荷物を通路・階段・出入口付近に放置したままにしないでください。

■設営・養生■

- ・重量物及び床との接触面が硬い物などを設置する場合や汚損のおそれがある場合は、床面の養生をしてください。
- ・施設・設備・床・壁等へのピン・釘打ち等直接加工はできません。
- ・通行者に支障がないよう、ゆとりのある設営を心がけてください。

■清掃・原状回復■

- ・使用者は、使用施設を原状に回復する義務を負うものとします。
- ・使用施設の破損、傷の付着・着色等が確認された場合は、補修工事費等実費を請求させていただきます。
- ・使用内容に応じて、使用施設及び周辺も含めて清掃を行ってください。（清掃範囲については、協議の上、決定するものとします。）
- ・使用時に会場内で発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。

■お申し込み先■

〒670-0927 姫路市駅前町221番地 姫路駅前第一ビル2階東
にぎわい交流広場ステーション

電話：079-287-0363 FAX：079-287-0363

■お問い合わせ先■

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課 中心市街地活性化推進室

電話：079-221-2597 FAX：079-221-2508